

直轄除塩事業実施要綱

平成29年6月9日付29農振第449号

最終改正 令和3年4月1日付2農振第3508号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
国土交通省北海道開発局長

} 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業（以下「本事業」という。）の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 事業内容

1 本事業の工種は以下のとおりとする。

- (1) かんがい排水施設の設置又は変更
- (2) 揚排水機による揚水又は排水
- (3) 排土
- (4) 客土
- (5) 石灰等の施用及び耕起・砕土
- (6) 上記と併せ行うかんがい排水施設又は農用地の整備

2 本事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に施行することができる。

- (1) 激甚災害への指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、政府の緊急災害対策本部が設置された災害に起因する場合であること
- (2) その地域が被災した都道府県知事から要請があり、かつ、当該都道府県における災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して国が本事業を行う必要があると認める20ヘクタール以上の農用地であって、農林水産大臣の事務の遂行に支障のない範囲内で実施できる場合であること
- (3) 海水が浸入したことにより塩分（塩素）濃度が0.1パーセント以上（畑地にあっては0.05パーセント以上）である農用地であること

なお、この場合において、塩分（塩素）濃度は、塩分（塩素）濃度調査結果報告書（別記様式第1号）により取りまとめるものとする。

第3 直轄除塩事業実施計画書の提出

- 1 都道府県知事は、本事業の実施を農林水産大臣に要請する場合には、災害発生後60日以内に要請書（別記様式第2号）及び直轄除塩事業実施計画書（別記様式第3号）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業については、その把握が可能となったとして都道府県知事が定める日から60日以内に、直轄除塩事業実施計画書を地方農政局長に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長は、前項の規定により提出された直轄除塩事業実施計画書の内容を審査の上、都道府県知事から提出があった日から30日以内に、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、直轄除塩事業実施計画書の変更の必要が生じた場合、速やかにこれの変更（軽微なもの（主要な工事の形状、寸法、材質等若しくは位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費10パーセント以内の変更をいう。）を除く。以下同じ。）をし、農林水産大臣に提出しなければならない。

第4 事業費の積算基準

- 1 本事業の設計単価及び歩掛等は、原則として他の農地・農業用施設の災害復旧事業と同様のものを用いることとする。
- 2 工事諸費等については次に定めるところによるものとする。ただし、地方農政局長は、特別の理由によりこれの変更をする必要が生じた場合、速やかに直轄除塩事業実施計画書の変更をし、農林水産大臣へ提出しなければならない。
 - (1) 測量設計費……本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額
 - (2) 船舶及機械器具費及び事業車両費……本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額
 - (3) 用地費及補償費及び営繕費……必要額を積み上げて得た額
 - (4) 工事諸費……本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に100分の1.93を乗じて得た額以内の額

第5 事業費の決定及び通知

- 1 農林水産大臣は、第3の規定により提出された直轄除塩事業実施計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定したときは、これを地方農政局長に通知

するものとし、地方農政局長は、遅滞なく都道府県知事に通知するものとする。

第6 実施計画書の承認

地方農政局長は、第5の規定により事業費の決定の通知を受けた場合には、実施計画書（別記様式第4号）に箇所別平面図を添付して農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、その変更（軽微なものを除く。）をしようとするときも同様とする。

第7 緊急応急工事の取扱い

- 1 地方農政局長は、早期の営農開始のため本事業を緊急に施行する必要がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。
- 2 地方農政局長は、前項の承認を受けようとする場合には、農林水産大臣に緊急応急費概算調書（別記様式第5号）を提出するものとする。

第8 事業実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置

第5の規定により事業費が決定された地区において、本事業の施行中又は着手前に更に新たな災害が生じた場合における申請は、第3の規定によるほか、再度除塩事業総括表（別記様式第6号）を添付して行うものとする。

第9 完了報告

地方農政局長は、本事業が完了したときは、速やかに完成検査を行い、直轄除塩事業完了調書（別記様式第7号）を添えて事業完了年度の翌年度の6月末日までに、農林水産大臣に報告するものとする。

第10 負担金の取扱い

本事業において都道府県が負担する負担金の額は、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額とする。

第11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式第1号) (第2関係)

塩分(塩素)濃度調査結果報告書

測定年月日	調査 地区名	所在地 郡市町 村字名	地 番	塩 分 (塩素) 濃 度	土質等の 調査結果 の 概 要	測定者 職氏名	摘 要
				パーセント			

上記のとおり塩分(塩素)濃度の調査結果を報告する。

年 月 日

〇〇 〇〇

(別記様式第2号) (第3関係)

直轄除塩事業 要請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇月〇日に発生した災害に起因した津波（高潮）による海水の浸入によって農用地が塩害を受けた下記の市（町村）内における塩害の除去のため必要な事業について、直轄除塩事業として施行されたく、直轄除塩事業実施要綱第3の1の規定により直轄除塩事業実施計画書を添えて要請します。

記

1. 地区名

〇〇〇地区

2. 事業実施地区所在地

〇〇県〇〇市

3. 直轄除塩事業によらなければならない理由

(別記様式第3号) (第3関係)

年	月	日	発生	事業種別
(災	害	名)		
				地区
<hr/>				
直轄除塩事業実施計画書				
都道府県名				

1. 事業名

国営〇〇〇事業

2. 地区名

〇〇〇地区

3. 事業所等所在地

〇〇県〇〇市〇〇

4. 被災状況

詳述すること。

5. 除塩事業実施計画概要

ア 除塩実施計画

イ 除塩面積

ウ 除塩期間 自 年 月 日
至 年 月 日

7. 権利、補償関係

該当するものがあれば当該事項を記載し又は写しを添付すること。

8. その他参考となるべき事項

(1) 負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	負担金 対 象 事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
			県	市 町 村	資 格 者	
		%	%	%	%	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

(2) 当該事業の施行に係る「3条資格者数」を確認できる資料を添付すること。（字切図、農家台帳、同意書、受益区分図、用水系統図等のうち、必要と思われるもの。）

9. 被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。また、塩分（塩素）濃度調査結果報告書（別記様式第1号）を添付すること。

年発生 ○○地区 直轄除塩事業 (変更)

年度 実施計画書

事業種別	被災年月日	所在地

地方農政局名 又は 都道府県名

(単位：千円)

工区名	全体計画						○○まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		摘要
	費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
○○○ □□	本工事費 測量設計費 船舶及び機械器具費 ： 工事諸費 計 改国費												

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に () とする。

(別記様式第5号) (第7関係)

事業種別
年 月 日 発生 (災 害 名)
地 区
緊急応急費概算調書
地方農政局名 又は 都道府県名

1. 事業名
2. 地区名
3. 災害の原因及び被災状況
4. 緊急応急費を要する理由
5. 除塩事業実施計画の概要
直轄除塩事業実施計画概要(数量、単価、金額の概数を記載)を示し、
そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。
6. 添付図書
 - (1) 被害状況の写真
 - (2) 一般平面図
 - (3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図
 - (4) その他

年発生 直轄 地区 直轄除塩事業完了調書

地方農政局名 又は 都道府県名

事業種別	被災年月日	所在地	予算額		
			年度	年度	計

(単位：千円)

工区名	決定額						完了額		年度別完了額				残額	摘要
	費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	年度		年度			
									数量	金額	数量	金額		
○ ○ ○ □ □	本工事費 測量設計費 船舶及び機械器具費 ： 工事諸費 計 改国費													

(備考) 当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に () 書とする。